

## 令和4年度事業報告

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議（以下「県民会議」という。）は、県民の暴力団排除気運、意識の高揚を図るとともに、暴力団排除活動等（以下「暴排活動等」という。）を推進し、安全で平穏な住みよい千葉県づくりのため、令和4年度については「暴力団対策法施行30周年記念県民のつどい」開催をはじめとし、

- 暴力団追放のための広報啓発資料及び新規広報アイテムの考案作成・配布
- 市町村、民間暴排組織の活動に対する支援 ～コロナ禍における自粛、制約を踏まえた各種支援事業の展開及び実施時期・規模等の検討～
- 暴力団に関する相談活動
- 少年に対する暴力団の影響排除活動
- 暴力団員の社会復帰対策活動
- 暴力団員による不当な行為の被害者の保護救済活動
- 暴力団排除対策のための調査研究活動

の7項目を柱として事業活動を推進し、令和2年度から続く新型コロナウイルス感染防止対策は4年度にも求められたことから「県民のつどい」においても参加者を半減、マスク着用等を余儀なくされた。

それらの結果は、次のとおりである。

### 1 暴力団追放のための広報啓発活動

#### (1) 暴力団排除気運の醸成活動

##### ア 暴力団追放県民のつどいの開催

10月には、教育会館大ホールにおいて県警、自治体、賛助団体と共同して「暴力団対策法施行30周年記念県民のつどい」を新型コロナウイルス感染拡大防止対策に配慮しながら開催した。

講演には、「官と民～町工場の世界制覇戦略～」と題し、岡本硝子会長から企業経営者から見た危機管理の話、県警音楽隊による演奏会を行ったほか、会場内には電話d e詐欺防止ポスターを掲出した。

##### イ 広報啓発資料の作成、配布

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| (ア) ポスター              | 16,000枚 |
| (イ) 県民会議手帳            | 4,000冊  |
| (ウ) 県民会議だより「ぼうつい」第85号 | 26,000部 |

- (エ) 小冊子等
  - 「不当要求防止責任者教本」 1,500部
  - 「一人ひとりの心に広げる暴力団追放運動」 4,000部
  - 「暴力団情勢と対策」 4,000部
- (オ) 令和4年度賛助会員用チラシ 500部

ウ 広報活動の展開

県警、県、市町村等の広報紙に暴排広報文掲載を依頼した他、集客が見込まれる千葉市の新設競技場にポスター掲出を依頼、また作成した電話d e詐欺防止のポスターが県警職員向け機関誌の裏表紙に採用されるなど、広域にわたる広報活動を実施した。

(2) 県民会議賛助会員の加入促進

コロナ禍で退会及び会費減額希望が見られたが、賛助会員の継続加入に努めるとともに、相談活動、ホームページ等広報活動、研修・講習会等あらゆる機会を通じて積極的な入会募集に努めた結果、新たに10企業が入会した。

(3) 暴力団追放標語等の募集

全国暴力追放運動推進センター・千葉県防犯協会と共同して小学生・中学生・高校生及び一般から暴力団追放標語・啓発用ポスターを募集し、暴排気運の一層の高揚を図った。

2 市町村、民間暴排組織の活動に対する支援

～コロナ禍における自粛、制約を踏まえた各種支援事業の展開及び実施時期・規模等の検討～

(1) 暴力団排除活動組織への支援活動

ア 暴排組織等への支援

地域住民・企業・関係行政機関等と連携して住民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする暴力団排除協議会の新規の設立はなかったが、今後に向けた広報・協議等を積極的に行った。

イ 部会、講演会の開催

毎年開催される様々な部会、分科会、賛助会員企業・団体等における研修会などが自粛、制約される中、それぞれの団体・協議会と連携協力して、開催された協議会においては、通常どおり専務理事が顧問としての挨拶、広報資料の提供などの支援を行った。

ウ 市町村、地域、企業、団体等への支援

コロナ禍ではあったが、県、市町村及び企業等の研修会などに講師を

派遣し、啓発資料の提供や講演を行うなど活動支援を実施した。

#### エ 暴排宣言式への支援

千葉県知事部局主導の下に千葉県商店会連合会が各地区商店会連合会に推奨している暴力団排除宣言式については、開催には至らなかった。

#### オ 資料、啓発グッズの配付

コロナ禍の影響により、各種暴排協議会総会、暴排宣言式、各部会、分科会、講習・研修会、官民主催のイベントなどの開催中止、書面開催などがあったが、開催された協議会への資料提供、大相撲巡業イベント会場における広報など、積極的に実施した。

### (2) 指定暴力団事務所使用差止請求関係業務の推進

現在までのところ千葉県内においては適用事例がないものの、千葉県民事介入暴力対策協議会や関係機関との連携により、有事の際の権限行使、情報管理及び適正な受託手続きや事務処理を期する準備のほか、検討委員の選任、専門的知識を有する弁護士の特任委員としての委嘱、使用差止請求業務資金の準備など推進体制を整えている。

また、差止請求関係業務制度を県民、事業者に広く知らしめるため講習会・研修会などにおいて広報するなどあらゆる機会を利用した周知活動を展開している。

### (3) 事業所不当要求防止責任者に対する講習

事業所の不当要求防止責任者に対する定期及び選任時講習については、令和2年度から続く感染防止対策を施して令和5年3月までに予定した開催数の39回を実施した。

講習受講者数については、コロナ禍前は約2,000人を超す参加人数であったが、令和4年度も前年度に続き受講者数の制限をしたが、下半期にはコロナ感染が減少に転じたことに伴い、受講者数を増やした結果、計1,608人が受講し、前年度より約200人増加した。

講習別の内訳は、定期講習500人、選任時講習1,080人及び聴講者28人であった。

### (4) 不当要求情報管理機関援助

各暴力追放対策部会及び県、市町村等関係機関との情報・意見交換を行い、県民会議事務局との連携強化と情報管理の重要性などについて理解を得るとともに、作成したパンフレット・チラシ等の広報資料を配付するなど、暴排活動の更なる意識付けを図った。

## 3 暴力団に関する相談活動

### (1) 暴力団による不当な行為に関する相談活動

令和4年中（暦年計）の相談受理件数は、815件（前年比－129件）であった。

相談内容に応じて、警察への通報、弁護士を紹介、相談委員による助言を行うなど、的確に対応した。

相談受理・処理状況、主な事例については、別紙1のとおりである。

ア 県民会議、各自治体、関係団体の広報誌（紙）を活用した周知活動を実施した。

イ 相談対応は、専門的知識・経験を有する暴力追放相談委員（以下「相談委員」という。）として、常勤の専務理事及び県民会議事務局員4名並びに非常勤の相談委員6名（弁護士2名、保護司2名、少年指導委員2名）の計11名により適切に推進した。

ウ 民事介入暴力事案等に対する連携についての協定の運用状況

（平成10年10月21日締結 略称「民暴110番協定」）

暴力団員等の違法、不当な行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者から相談等を受けた場合は、相談者等が求める措置を迅速に実現し、被害の防止及び回復を図るため、千葉県警察、千葉県弁護士会、県民会議の三者が具体的事案ごとに処理連携チームを編成し、事案対応に努めている。

令和4年度中には、新たな受理事案はなく協定締結後の累計事案受理件数は64件、うち63件が処理済である。

エ オンライン・ウェブによる相談対応の検討

県民会議事務局において行う面接相談及び電話相談に加え、相談者の利便性に配慮した相談を実施するため、将来的に県民会議からのアクセス、オンライン環境の整備を検討した。

オ 相談業務に関する情報管理及び秘密の保持の徹底

情報管理規程、個人情報保護規程及び暴力団情報提供要領に基づいて適切な相談業務を実施した。

また、他県においてウイルスメールに感染した事例が認められたことから、不用意に開披しないようダブルチェックするとともにウイルスチェックの日を設けるなど注意喚起を徹底している。

(2) 暴力追放相談委員の委嘱及び研修

暴力団対策法に規定する相談委員の委嘱式を4月13日に開催し、委嘱状交付及び千葉県警察本部捜査第四課長、少年課長等県警幹部からの情勢説明、出席者相互の情報交換を行う研修会を実施した。

4 少年に対する暴力団の影響排除活動

(1) 少年に対する暴力団の影響排除強化

暴力団の人的供給源を遮断、影響排除の活動については、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大の情勢下で開催数は減少したものの各種協議会、部会、分科会、県、市町村における研修、事業所の不当要求防止責任者に対する講習会等、あらゆる機会を利用して少年に係わる暴力団の実態、影響排除気運の高揚を図った。

(2) 少年指導委員による活動の支援

前年度までは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催場所を県内6会場において各警察署管内から代表者などを少数に絞って講義及び研修を実施していたが、令和4年度は感染防止対策を講じた上で、県内11会場において、県下の少年指導委員を対象に県警本部捜査第四課、少年課から講師を招いて少年指導委員研修を実施した。

5 暴力団員の社会復帰対策活動

(1) 暴力団離脱希望者の援助活動

県民会議の広報紙等で暴力団組織からの離脱相談を積極的に呼びかけ、相談しやすい雰囲気作りに努めるとともに、対応については、関係機関と連携するなど実効を期した。

別紙1記載の主な相談事例2、3などの取扱いがあった。

(2) 暴力団社会復帰対策協議会活動の充実

暴力団からの離脱者の社会復帰を促進し、生活環境改善のために就労支援などを行うことを目的とする千葉県暴力団社会復帰対策協議会（職業紹介機関、雇用事業所関係、矯正関係機関、県民会議等で構成）総会については、7月20日に開催し、暴力団離脱者の口座開設支援、離脱者を受け入れるためのシステムを説明するなど、今後の連携強化を図った。

(3) 離脱者受入事業所の開拓・確保

千葉県警察と連携し、社会復帰対策の基盤となる離脱暴力団員の雇用受入事業所募集に取り組み、各警察署での募集看板設置を継続し、県警が作成した支援企業募集チラシを各ハローワークでの陳列・頒布を依頼し、また講習会での広報などを実施した結果、新たに3社からの新規登録申し出がなされ、協力事業所計34社を確保している。

令和4年中は離脱者雇用給付金の支給はなかった。

6 暴力団員による不当な行為の被害者の保護救済活動

(1) 被害者の保護活動

暴力団員の係わる民事介入暴力事案、暴力団員による不当要求事案等、

再被害、報復等のおそれがある相談については、被害防止の助言に加え、相談者の意思を確認した上、警察への通報を確実に行うなど、関係者の保護措置に努めた。

(2) 被害者の救済活動

令和4年度の見舞金支給については、別紙2のとおり暴力団員による器物損壊事件等2件、2名の被害者に対して合計2万円を支給した。

(3) 民暴110番協定の活用

暴力団等の違法、不当な行為により被害を受けた被害者等に対し、県民会議、警察、弁護士が連携して被害の予防と救済を効率的に実施するため、緊密に連携を図り事案対応に努めている。

令和5年2月25日、関東弁護士会連合会民暴関連委員会の会議が本県木更津市で開催され、専務理事が出席した。

7 暴力団排除対策のための調査研究活動

(1) 暴力団に対する情報収集

新聞、週刊誌等の公刊資料から暴力団等関係資料6件（累計11,341件、内訳暴力団関係9,232件・エセ右翼関係1,428件・エセ同和関係681件）をコンピュータ入力して資料化の上、暴力相談業務等に活用している。

(2) 暴力団活動の実態調査

相談活動、講習、研修会、支援活動などあらゆる機会を通じて情報収集・分析に努めた。

(3) 暴力団に関する情報提供

暴排等目的達成のために、事業者や個人から相談があった場合は、条例上及び被害防止や被害回復等の公益の程度を検討して、適切に情報提供を行った。